

令和2年度第1回鳥取県手話施策推進協議会議事録

日時：令和2年10月7日（水） 午前10時～正午

場所：鳥取県庁第2庁舎4階 第32会議室

（司会）

皆様おはようございます。それでは定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第1回目の鳥取県手話施策推進協議会を開催したいと思います。開催にあたりまして、鳥取県障がい福祉課長の藤田よりご挨拶申し上げます。

（鳥取県障がい福祉課 藤田課長）

皆様おはようございます。私は、鳥取県障がい福祉課長の藤田と申します。どうぞよろしくお願い致します。まずは、去る9月27日、第7回目となります全国高校生手話パフォーマンス甲子園が、コロナ禍におきましても、Web開催という新しい方式で無事開催できましたことは、皆様の絶大なお力添えのおかげでございまして、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

そして改めまして、私どもの障がい福祉施策、手話施策に絶大なお力添えをいただいております、そのご支援、ご協力に感謝致します。私ども、あいサポート運動のスタートから10年が経過し、障がい者への理解促進、情報アクセシビリティの保障、交流機会の拡充など、共生社会づくりに努めておるところでございます。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、生活に、暮らしに大きく影響を及ぼしました。ただ、これを契機として、情報保障の在り方が見直され、全国の首長の記者会見で手話通訳者の配置が進み、そして、聴覚障がいや手話への理解、関心が深まるきっかけともなったと考えております。ただ一方で、外出や交流の機会が格段に減りましたので、皆様のところへ必要な情報が届いているのか、そして、県民への手話の普及は十分なのか、手話通訳者の皆様の健康管理の問題、あるいは相次ぐ自然災害への対応など、手話を取り巻く課題は、まだまだ大いにあると思います。本日は、このあと本県の手話施策の進捗状況でございますとか、予算の状況をご報告致しますので、どうぞ皆様には活発にご議論をいただき、そして、実りあるご提案を頂戴いたしますよう、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございます。

（司会）

ありがとうございます。このたび、本協議会委員の皆様につきましては、今年6月にご就任をいただきまして、初めての協議会になります。また、オブザーバーの皆様にも同様に新たにご就任をいただいております。そうしたところですので、初めに簡単に自己紹介をお願いできればと思います。お配りしております次第のほうの資料をめくったところに3ページ目に名簿がございます。「鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿(出席者)」ということでございますので、名簿の上から石橋様のほうから簡単に所属とお名前などについてお願いできればと思います。

（石橋委員）

皆様おはようございます。公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局長をしております、石橋と申します。よろしくお願ひ致します。

（尾田委員）

皆様おはようございます。鳥取県東部聴覚障がい者センターの相談員をしております、尾田と申します。よろしくお願ひ致します。

(国広委員)

おはようございます。全国手話通訳問題研究会鳥取支部運営委員をしております、国広と申します。よろしくお願ひ致します。

(田中委員)

おはようございます。鳥取県手話サークル連絡協議会で副会長をしております、田中と申します。よろしくお願ひ致します。

(今岡委員)

皆さんこんにちは。鳥取県社会福祉協議会の今岡と申します。初めての出席です。どうぞよろしくお願ひ致します。

(山田委員)

はじめまして。パナソニックアソシエイツ鳥取の山田でございます。現在、聴覚障がい者が8名在籍しております。よろしくお願ひ致します。

(三王寺委員)

こんにちは。鳥取県立鳥取聾学校校長の三王寺でございます。よろしくお願ひ致します。

(大塩委員)

おはようございます。岩美にあります岩美北小学校の校長の大塩と申します。よろしくお願ひ致します。

(司会)

それでは続きまして、オブザーバーの皆様からお願ひ致します。

(鳥取市障がい福祉課 山本課長)

おはようございます。鳥取市障がい福祉課長の山本でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

(米子市障がい者支援課 仲田課長)

米子市障がい者支援課の課長をしております、仲田と申します。よろしくお願ひ致します。

(鳥取労働局職業安定部職業対策 博田課長)

おはようございます。鳥取労働局職業安定部職業対策課長の博田と申します。よろしくお願ひ致します。

(NHK鳥取放送局企画編成部 宮崎副部長)

NHK鳥取放送局の宮崎と申します。8月に赴任してまいりまして、今回初めての参加でございます。よろしくお願ひ致します。

(鳥取県病院局 竹内局長)

皆様おはようございます。鳥取県立中央病院、それから鳥取県立厚生病院、2つの病院を所管しております、鳥取県病院局の竹内でございます。よろしくお願ひ致します。

(鳥取県警察本部人材育成課 吉田管理官)

皆様おはようございます。警察本部より、人材育成課長の村田が本来出席をさせていただきたくところですが、所用により、私、吉田のほうが出席させていただきます。よろしくお願い致します。

(司会)

ありがとうございます。あと本日ですね、日本財団の筒井様におかれましては、リモート参加ということで、こちらのスクリーンのほうに映し出してご参加いただいております。筒井様のほうから一言お願いします。

(日本財団公益事業部国内事業開発チーム 筒井チームリーダー)

はい。今日はそちらにお伺いできず、失礼致しました。日本財団の筒井智子と申します。日本財団で国内の聴覚障がい者支援を担当しております。どうぞよろしくお願い致します。

(司会)

皆様ありがとうございました。それでは、会のほうを進めてまいりたいと思いますが、まず、今回協議会の委員の改選後、初めての協議会となります。そこで、会長のほうを選任する必要がございます。この協議会の設置根拠でございます、鳥取県手話言語条例第20条に基づきまして、「協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める」という規定がございます。そうしまして、皆様の中から会長のほうを選任ということになりますが、立候補または推薦ということはどうでしょうか。それでは、事務局の案としまして、前回まで会長を務めていただきました鳥取県聴覚障害者協会の石橋委員のほうに会長をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。(賛成)

ありがとうございます。それでは、石橋委員に会長のほうをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。そうしましたら、石橋会長、一言ご挨拶いただければと思いますので、よろしくお願い致します。

(石橋会長)

皆様、改めましておはようございます。このたび、前回に引き続きまして、会長に就任させていただきました。皆様ご存じの通り、新型コロナウイルスが蔓延している状況で、きこえない・きこえにくい方にとっても、やはり非常に情報格差がある状況がございます。実際、県のトップ、市町村のトップの方が集まれる対策本部の場でも手話言語が分からない方々、そういった方々に対しての情報保障がない、字幕もない状況ですので、実際まだまだ環境として100%でないという厳しい状況だと思っております。

6月に国会で電話リレーサービスの法律が制定されましたけども、私どもとして非常に喜ばしく思っております。今までは、こちらからかけるだけだったのですが、逆にかかってくる時に対応ができないという状況がございました。鳥取県でも電話リレーサービスがございますけども、これに関してもかけるだけなんですよね。電話を受けることができないという状況がございますので、今回の法整備にあたりまして、相互で電話をかける、受けることができるようになったということは、非常に嬉しく思っております。また、24時間365日いつでも電話がかけられる、受けられるというような非常に大きな社会変化となっております。

全日本ろうあ連盟においても、創立70周年記念の映画としまして「咲む(えむ)」という映画があるんですけども、昨年、江府町と若桜町、智頭町それぞれでロケを終えまして、このたび映画が作成されました。今年の11月8日に初デビューといいますか、初上映会が県内で開かれます。監督の早瀬さん、主演の藤田さんもお招きしてトークショーを開催する予定にしておりますので、皆様ぜひご都合がよろしければご参加いただければと思います。さて、今回、令和2年度初の協議会でありますけども、施策中心のお話があると思いますので、どうぞ皆様ご協力の程よろしくお願い致します。

(司会)

ありがとうございました。そうしますと、これより議事に入りますが、皆様のほうにお願いがございます。

まず、発言される際には、お名前を名乗っていただきますようお願いいたします。また、会の円滑な進行にご協力をお願い致します。それでは、ここからは石橋会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

(石橋会長)

それでは、議事に入りたいと思います。はじめの議事は2つございます。1つ目が「鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況等について」、2つ目が「令和2年度関連予算について」でございます。事務局のほうから説明をお願いします。説明の後に、皆様のほうからご意見をいただければと思いますので、よろしくお願い致します。では、よろしくお願い致します。

(鳥取県障がい福祉課社会参加推進室 太田室長)

皆様おはようございます。鳥取県障がい福祉課の太田と申します。よろしくお願い致します。座って説明させていただきます。それでは、資料1, 2の説明をさせていただく前に、このたび委員の皆さんが5名の方が新しくなられたということと、オブザーバーの方も新しくなられたということもございますので、この手話施策推進計画の進捗状況をお話しする前に、まずこの協議会の概要について、あと、手話施策推進計画について、概要をご説明させていただきたいと思っております。

最初に、別冊の資料一覧というところの一番上に「鳥取県手話施策推進協議会について」という1枚ものの資料がございますので、こちらをまずご覧いただきたいと思っております。こちらの上に概要で記載しておりますが、平成25年に全国で初めて制定しました、鳥取県手話言語条例の中の17条に基づいて設置をされているものでして、協議会では、手話の普及や手話が使用しやすい環境整備の推進に関しまして、ろう者、手話通訳者、事業者など、様々な主体が集まって議論を行う、そういう場でございます。1番目の役割としまして、障害者推進計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定める際に意見をするとか、2番目の条例の施行に関する重要事項ということで、本日の事業の実施状況であるとか、予算状況について意見することとなっております。3番目としまして、任期は3年ということで、令和2年の今年度の6月17日から3年間ということで、令和5年の6月16日までの3年間となっております。裏面をご覧くださいまして、その障害者計画というのがこの鳥取県障がい者プランに定めてありますが、ここが一番下に、「ろう者及び手話に関する施策に関して、別途『手話施策推進計画』において、具体的に定めて推進をする」と記載されております。この手話施策推進計画というのが、別添資料のその次に言語条例をつけております。

その次に、「鳥取県手話施策推進計画の概要」という資料をつけておりますのでご覧ください。こちらに手話施策推進計画の概要を掲載しておりますが、計画期間というのが、平成27年から平成35年までの9年。今年は令和2年ということで、6年目にあたりまして、残り3年間となっております。この下に柱が大きく2つございまして、1つ目が「手話の普及、ろう者に対する理解促進」ということで、手話を覚えるだけでなく、ろう者と聞こえる人が交流して、互いに理解を深めるということも重要なこととなっております。もう1つの柱としまして、「手話を使いやすい環境整備」ということで、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境を作っていく。この大きく2つの柱がございます。まず1つ目の「手話の普及、ろう者に対する理解促進」という中に3つの大きな項目がございます。地域職場における手話の普及、2つ目としまして、教育における手話の普及、3つ目としまして、我々行政であるとか公共交通機関における手話の普及と情報発信という大きく3つでございます。2つ目の柱の「手話を使いやすい環境整備」としまして、6項目ございます。手話通訳者の皆さんの養成であるとか派遣、聴覚障がい者の相談であるとか聾学校における手話教育の推進、

新しい手話コミュニケーション、石橋会長のほうからもございましたけども、電話リレーであるとか新しい環境創出、併せまして、就労関係ということでろう者が働きやすい環境づくり、最後に鳥取の手話の文化的発展という6項目がこの計画のほうに記載しております。以下詳細な部分については省略させていただきますが、その柱の中に3つございます。例えば、1つ目の地域職場における手話の普及についての方針であるとか実施施策、この実施施策の中に、例えば県民向け手話講座であるとか学習会開催補助金というような項目がこの計画に定められておまして、本日はこのそれぞれの実施施策についての推進状況をご報告させていただきますと思います。

それでは資料のほうに戻っていただきまして、まず資料の1ということで、「鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について」という資料1をご覧くださいと思います。この資料のうち、5ページ、6ページが1つ目の柱、7ページ、8ページが2つ目の柱という流れになっております。それでは、5ページが一番上からですね、順に説明をさせていただきますと思います。

まずは「手話の普及、ろう者に対する理解促進」でございます。アということで1つ目の項目ですが、「地域、職場における手話の普及」ということで、上からいきまして、県民向けミニ手話講座の開催ということで、親子ミニ手話講座であるとか、県民向けの講座を令和元年度、24回開催を致しまして、298名の方に参加いただきました。平成30年度までは、36回開催をしておりましたが、手話が分かる方以外ですね、難聴の方向けの筆談セミナーというかたちで推進をする必要があるということで、令和元年度から36回を手話の講習ということで24回、筆談セミナーを12回というかたちで分けさせていただいたところであります。合計383名ということで、多くの方に受講していただいているということでございます。

2番目としまして、手話学習会の開催補助ということですが、平成27年から企業に加えまして、10名以上の手話グループも対象として追加をしておまして、PTAであるとか地域住民を対象とした学習会が増えている状況でございます。開催回数ですが、令和元年度は29件で、85回1,878名ということで、令和元年度の3月ぐらいから、コロナウイルスの関係もございまして、少し開催件数が減っているという状況でございます。次に、手話検定の受検費補助ということで、2分の1の補助を行っておりまして、その下のところですが、令和元年度として68名ということで、だんだん受講される方の数も増えてきている状況でございます。3番目の手話サークル等助成事業費補助金ですが、こちらは県内にあります手話サークルのまとめをいただいている連絡協議会のほうに補助金を交付して、サークル活動を活発に行っているところでございます。次の手話パフォーマンス甲子園の開催でございますが、挨拶のときに課長のほうからも申し上げましたが、今年度もWeb開催でありましたが、昨年度はですね、9月29日に57チーム参加をしております。15チームということで、今までの20チームを15チームにしたということで、よりレベルが高い先鋭が集まるような大会ということで15チームに変更をして実施したところでございます。

一番下の手話啓発イベントですが、令和元年11月10日に県民ふれあい会館で「とっとり手話まつり」を開催しました。令和2年度につきましても、12月6日に鳥取県立福祉人材研修センターで予定しておりますので、ぜひご参加いただけたらと思います。

6ページをご覧くださいと思います。こちらの2の「教育における手話の普及」につきましましては、後程、特別支援教育課さんのほうで説明をさせていただきますので、ウの「行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信」をご覧くださいと思います。

まず、行政職員向け手話講座の開催ですが、去年はですね、もともと東中西部で開催する予定でしたが、参加者の関係で、昨年度は東部開催のみとなりまして、2回開催をしまして、それぞれ3名の修了者を出しているところでございます。今年度につきましましては、東中西部で多くの方に受講していただくよう準備をしていたんですが、新型コロナウイルスの関係で、残念ですが今年度は中止ということで、また来年に向けて準備を進めたいと考えております。その下の知事の定例記者会見、議会中継での手話通訳配置ですが、会長のほうからもお話がございましたが、このコロナの関係で全国にもこういう手話通訳というのが普及しているというと

ころですが、コロナ対策会議の中で知事の会見等がございまして、全国の都道府県のほうで手話通訳というのが実施をされているところがございます。ぜひ、このコロナが落ち着いた後も、継続して手話通訳というのが全国の知事会見で取り組んでもらえたらいいなと思っております。一番下の学習会補助金については、再掲ということで省略をさせていただきます。続きまして7ページでございます。柱の2つ目の「手話を使いやすい環境整備」でございます。一番上の手話通訳養成研修、派遣でございますが、令和元年度につきましては、通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲという区分で合計33名の方が修了を致しました。だんだんとですね、多くの方にこの講習を受けていただいて、多くの修了者が出ている状況でございます。次の手話通訳者の派遣状況ですが、令和元年度867件ということで、昨年よりも少し落ちているんですが、やはりコロナの関係でですね、イベント、講演会等が中止になっている関係もございまして、減っているところがございます。その次の手話通訳者トレーナーの配置ですが、こちらは経験の浅い手話通訳のサポートに入っていて、レベルアップを図るものがございますが、こちらについても124件ということで、昨年よりイベント等が減った関係で少し減となっている状況でございます。次の聴覚障がい者相談員でございますが、こちらについては東中西部の各圏域にセンターを置いて、そちらに聴覚障がい者相談員を配置しまして、相談、指導等を行っております。令和元年度で、ちょっと昨年よりも件数が落ちているのは、中部の対象の方が減ったとかですね、そのような理由で減になっているものがございます。その次の、こちらは予定施策ということで、手話学習者等による見守り手話ボランティアでございますが、こちらについては今のところ未実施でございまして、引き続き実施に向け検討を進めていきたいと思っております。次のウの「鳥取聾学校、難聴学級における手話の普及」については、また特別支援教育課のほうから後程説明させていただきます。ページをはぐっていただきまして、8ページをご覧くださいと思います。エの「新しい手話コミュニケーション環境の創出」というところがございますが、こちらは遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の事業でございます。こちらについては、例えばJRとかで切符を買うときに、手話通訳の方がいらっしゃらないときに、タブレット端末を使ってですね、鳥取県聴覚障害者協会のほうにいらっしゃる通訳の方をそのタブレット端末上で呼び出して、その購入するろう者の方と駅員の間をそのタブレットの中にいらっしゃる手話通訳が通訳をするというような事業でございます。電話リレーサービスというのは、聴覚障がいの方がいろいろな、例えば病院の予約とかをするときに、この通訳の方を通じて予約をしていただくとかですね、そういうかたちでリレーを行う事業でございます。まず遠隔手話サービスについては、令和元年度34件ということで、電話リレーサービスは451件の利用がございました。登録者としましては、遠隔手話サービスのほうが50名程度の方が登録されておりますし、電話リレーは80名程度の方が登録をされているところがございます。続きまして、ろう者向けICT学習会ということで、先程のいろいろな新しいタブレット端末とかを使うようなサービスについて、使用方法について分からないという意見もございまして、東中西3ヶ所で、学習会というのを開催したところがございます。次の再掲については省略をさせていただきます。オということで「ろう者が働きやすい環境づくり」。聴覚障がい者就労支援事業ということで、こちらは商工労働部の事業にはなるのですが、聴覚障がいの方が就職活動で面接とかですね、行う場合の手話通訳の派遣事業になります。令和元年度については24件ということで、少しずつですが増えている状況でございます。最後に、カということで「とっとりの手話の文化的発展」ということで、「とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金」ということで、鳥取の手話の創出、普及であるとか、昔の地域の手話の保存伝承ということを通じまして、鳥取県内の手話の文化的発展に資する事業でございます。高齢ろう者の手話を動画で記録をしたりしまして、昨年でありますと令和元年11月10日に開催されました「とっとり手話まつり」におきまして、発表を行ったところがございます。説明は以上でございます。

(山本課長)

続きまして、特別支援教育課の山本のほうから教育関係の施策につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんが、先程見ました別冊資料のですね「鳥取県手話施策推進計画関連施策概

要」というのをお聞きいただきたいのですが、それと併せて資料1のほうを説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いを致します。「手話施策推進計画関連施策概要」でございます。そうしますと、6ページをまず資料1のほうはお聞き願ひまして、先程の概要につきましては、7ページをお聞きください。7ページの下のほうでございます。それでは、手話普及支援員の派遣制度でございます。下のほうを見ていただきますと、学校のほうから鳥取聾学校と西部にあります、ひまわり分校のほうにコーディネーターがおります。そこで学校のほうからこういう授業をしたいとか、学習したいというのがありまして、それに基づきましてコーディネーターが調整をして、県民ボランティア120名の中から学校に行ける方をお願い致しまして、各学校のほうに手話学習のための派遣を行っております。令和元年度は626回で、延べ761人の手話普及支援員を派遣しております。続きまして、手話ハンドブックの関係になります。すいません、また先程の8ページをお聞き願ひたいと思います。左上に刊行物関係というのがあると思います。この左上の「手話ハンドブック（冊子）」という入門編と活用編ありますけども、これにつきましては小学校の新1年生に対しまして全員に配って、手話に対する啓発を含めているところでございます。続きまして、手話言語条例関係の表題と致しまして、「AKASHI～証～」という冊子とDVDを作成しております。先程の手話ハンドブックの資料の一番下を見ていただきますと、「AKASHI～証～」というものがありますけども、これは中学生の新1年生に対しまして、この副読本を配布しております。これにつきましてはDVDのほうも作成しております。実際に劇とかをしておりますので、そのDVDを配って、これは平成29年度、各中学校、高校等に配っております。令和2年度につきましては、約5,200冊を配っております。あと、聾学校の交流の推進とかを行っておりますし、また、学校における手話に関する情報の発信をするために、各学校におきまして窓口等を指名しております。先程7ページのほうに出ておりましたけども、そういう窓口を設置致しまして手話の推進を進めております。また、私学関係につきましては、聾学校と大変近くにあります青翔開智学園のほうと交流等を今進めているところでございます。続きまして、資料1の7ページをお願い致します。「鳥取聾学校、難聴学級における『手話による教育』の推進」でございます。地域支援、聾学校の地域支援、先程申した通り行っているところでございます。また手話検定、聾学校の教員でございますけども、あと、手話検定を受けたいという聾学校以外の教員も入るんですけども、そういう先生につきまして今補助を行っております。ちょっと令和元年は人数が減りましたが、今年度また50名程度の受験を予定しております。目標がございまして、聾学校の教員ですと、手話検定2級以上の資格を持つてる方を50%確保しようということで、これは毎年確保できているという状況になっております。資料の8ページをお願い致します。教職員の手話研修会のほうも定期的に行っております、手話の充実に努めているというところでございます。特別支援教育課からは以上です。

(太田室長)

続きまして、資料の9ページをご覧いただきたいと思います。横長の表になりますが、こちらについては手話施策推進計画に数値目標というのを掲げてございます。一番右が9年間の最終、35年の目標となっているところでございます。上から説明をさせていただきます。登録手話通訳者数ですが、平成24年当時が32名ということで、その倍増を目指しまして、平成35年度の表が65人となっているところでございます。令和元年度で56人となっておりますが、令和元年度にさらに4名の方が合格をしておられまして、今年度の4月以降に、新たに4名追加となっております、現時点で60名ということで目標に近づいているところでございます。続きまして、手話通訳者設置事業と手話通訳者派遣件数ですが、こちらについては先程の事業のところでも説明をしましたが、コロナ等の影響もございまして、少し派遣が昨年よりも減っているところでございます。その次の手話講座等受講者数ですが、こちらについては先程の説明で筆談セミナーを新たに12回開催するというので、開催件数等が手話部分として減った関係で少し落ちているところでございます。続きまして、数値目標は以上でございまして、次の11ページのほうをご覧いただきたいと思います。昨年度も説明をさせていただいた資料になるんですけども、手話通訳者等の頸肩腕障がい対策ということで、県と致しまして、手話通

訳者等の健康保持であるとか手話通訳事業の健全な運営を確保するという目的で、健康管理講習会とですね、2番目の頸肩腕障がいに関する健康診断、この2つの事業を実施しているところでございます。まず健康管理講習会のほうにつきましては、昨年8月24日に、まず1つ目の講話としまして「手話通訳者等の頸肩腕障がいと予防対策の必要性」ということで、鳥取大学医学部の黒沢教授にご講演をいただきました。2点目としまして「手話通訳者等のためのストレッチ講座」ということで、本日委員でもご参加いただいております国広さんにストレッチのほうの講習をいただいたところでございます。40名の方に参加いただきました。2点目の健康診断の実施でございますが、まず一次検診ということで、令和元年の10月から12月に実施をしましたが、対象300名ぐらいのうちの148名の方に受診をいただきまして、結果としまして、117名の方は二次診断は必要ない、31名の方が診断が必要という結果が出ております。裏面をはぐっていただいて、12ページをご覧くださいと思います。二次検診のほうを令和2年1月24日に行いました。こちらについては、受診ということで19名受けていただいております。昨年については、結果については口頭で説明させていただいたのですが、質問もございましたので、今回は結果についてもこちらに記載をさせていただきました。まずA区分ということで、異常なしと軽度で問題ないという方が合計9名。要観察、B区分ですが、要観察の方が4名。要観察の方につきましては軽い症状があるんですが、精密検査等の必要はなく、注意しながら手話通訳等引き続き行ってくださいというような区分になっております。3つ目の要治療を要するというC区分の方はいらっしゃいませんでした。その下にあります、RとTという要管理1、2とありますが、こちらについては頸肩腕という手話通訳によって生じたものではなく、そのほかの病気の関係でこの結果が出た方でございます。その方についてはそのほかの病気ということでお医者さんの方を受けてくださいねということでの区分が出た方が6名いらっしゃいます。ということで、合計19名の方が二次検診を実施しまして、要治療の方はございませんでした。令和2年についてもですね、引き続きこの講習会とですね、この健康診断等を実施したいと考えております。講習会につきましては、12月20日を今予定しておりますので、また正式に決まりましたら手話通訳等の方にご連絡を差し上げたいと思っております。続きまして13ページ、手話バッジの活用状況についての資料をご覧くださいと思います。平成30年に新たに手話バッジというのを作りまして、配布を行っております。配布対象としましては、1年半以上手話を学んでいる方であるとか、手話検定3級以上程度の方ということで、3番目の配布窓口に書いてありますけども、バッジの受け取りというのはその検定の証明書を持っていくのではなく、自己申告によって無料で配布をしているところでございまして、現時点で366個配布をしている状況でございます。それでは、令和元年度の事業の実施等については以上でございます。

続きまして令和2年の予算について説明をさせていただきます。資料の2番ということで、21ページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、最初に説明をさせていただきますが、括弧書きが前年度予算、上段に書いてあるのが令和2年度予算となっております。基本的には、すべての事業において前年から継続をしているところでございます。基本的な内容については、先程の事業実施のところで説明をしているものもございまして、変更があるものであるとか、内容について説明するものを抜粋して説明をさせていただきます。最初の「手話の普及」につきましては、上の4つの項目については先程の実施状況のところで説明をしました。ミニ手話講座、学習会、サークルへの補助、手話啓発イベントの事業でございまして、こちらはすべて前年通り継続をしているところでございます。一番下の聴覚障がい者福祉研修会への補助ということで、ろうであるとか通訳者、福祉関係者等集めた研修会ということで、講演会やパネルディスカッション等を行う補助として65千円を計上しているところでございます。2番目の「手話を使いやすい環境整備」でございまして、一番上の遠隔手話サービス、電話リレーサービスが昨年度よりも金額が落ちているのは、やる内容については変わっていないのですが、実績見合いで予算計上ということで、平日については鳥取県聴覚障害者協会さんに、土日については県外の民間事業者をお願いをしているのですが、そちらの入札による単価減等ですね、金額が落ちたものでサービス内容については何も変更はございません。次の音声文字変換システムという

のはUDトークということで、タブレット端末等でしゃべった内容を文字にして、ろう者の方にその文字として見せるような事業を行っております。次に手話通訳士試験受験料の補助ということで、こちらについては新たにですね、令和2年度から新規として助成を行おうということで、新規事業でつけているものでございます。次の手話通訳者トレーナー、手話通訳者設置派遣、手話通訳者養成については例年通り実施するものでございます。金額が変更になっているのは、実績等によって変更になったもので内容についてはすべて同じものでございます。次の手話通訳者指導者養成研修への派遣ということで、2名の方を県外で行っております。養成研修に派遣をしている経費でございます。一番下ですが、先程ご説明をした頸肩腕対策の事業でございます。次に裏面をお開きいただきたいと思います。22ページでございます。こちらについては、一番上は本日の会議の経費でございます。その次の事業が文化として伝える事業、3つ目はですね、聴覚障がい者相談員の件でございます。4つ目の手話通訳者派遣補助ということで、こちらが100万から10万に金額が減っているのですが、こちらは障がい福祉団体ということで、具体的には身体障害者福祉協会の方が理事会をするときに聴覚障がいの方も委員でいらっしゃるのですが、そのときに手話通訳の派遣をするために経費がかかるということで、その2分の1を補助する事業を新たに作ったんですが、実績として10万円あれば足りるということで実績見合いで減らしたものでございます。その次ですが、4月補正ということで、このたびの新型コロナウイルスが生じて新たに事業化したものでございます。「遠隔手話サービスを利用した聴覚障がい者の意思疎通体制整備」ということで、新型コロナウイルスが疑われる聴覚障がいのある方がコロナの陽性かどうかということで病院を受診する際に、手話通訳者が同行する場合に感染の危険性があるということで、手話通訳者の代わりに、先程説明をした遠隔手話サービスのできる端末を指定医療機関に設置をする事業ということで、このたび補正予算で対策を実施しまして、7つの指定病院等にタブレットを設置しているところでございます。次の3番目の「コミュニケーション支援事業」としまして、居場所づくり支援と難聴者向けのコミュニケーション学習会ということで、こちらについて、どちらも金額が半分になっているのですが、この事業の支援としまして2団体程度ということで事業化をしているんですが、実績として1団体であったということで半分に予算がなったところでございます。次に「手話パフォーマンス甲子園開催事業」というところです。こちらについてはですね、「第7回手話パフォーマンス甲子園の開催結果について」という別冊を用意しておりますので、ご覧いただきたいと思います。最初に課長のほうからも説明をさせていただきましたが、皆さんの多大なご協力により開催できたことをこの場を借りてお礼を申し上げます。9月27日に初めてのWeb開催というかたちで開催を致しました。12都府県から15チームが参加したところでございます。大会についてはWeb開催ということで、15チームが、事前に手話のパフォーマンス動画を撮影していただいて、その撮影していただいた映像をこのWebによって放映するかたちで開催を致しました。大会結果としまして、優勝が奈良県立ろう学校、準優勝が熊本聾学校、3位が真和志高校という状況でございます。鳥取県から2校が出場しまして、鳥取城北高校、米子東高校でございますが、この表の下にあります、手話パフォーマンス奨励賞ということで授与致しましたところでございます。裏面をご覧くださいと思います。出演者ということで、真ん中にですね、倉吉東高校の志摩あおいさんということで、いろんな学校紹介であるとかインタビュー等について、演技司会ということで行っていただきました。総合司会としましては、NHK鳥取放送局のほうにご協力いただきました。原田さんに司会をしていただいたところでございます。2番目としまして、佳子内親王殿下のおことばということで、今年は御来県いただくことはコロナということでできなかったのですが、ビデオ形式ですね、おことばを賜ったところでございます。併せまして、当日はインターネットを通じて各チームのパフォーマンスをご覧いただいたところでございます。3番目、その他としまして、今回Web開催ということで、YouTubeの動画チャンネルで配信を行いまして、9,000回を超える視聴ということで、大変多くの方にご覧いただいたところでございます。出場校からは、「こういうコロナの時期で、なかなかイベントもなくなってパフォーマンスをする場がなかったのですが、こういうWebであっても大会を開催していただいて本当に良かった」というような声をいただいているところでございます。引き続き、第8回に向けて検討を

していきたいと思ひます。それでは、先程の資料に戻っていただきまして、23ページをご覧いただきたいと思ひます。4番目ですね、「聴覚障がい者センター関連経費」ということで、字幕入りの映像貸出等の事業を行っているところでございます。次に「要約筆記事業」としまして、手話通訳と併せまして、要約筆記のほうの事業も進めているところでございまして、要約筆記者の養成事業を行っておりますし、次のページの一番上になりますが、要約筆記者の設置、派遣等を行っているところでございます。続きまして、特別支援教育課については山本課長のほうからお願いいたします。

(山本課長)

失礼します。特別支援教育課です。1番の「ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進める」というところは、基本的には例年通りでございます。若干の増減がありますが、実績に応じて増減があるとご理解をいただければと思ひます。2番の「すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくる」というところで、ちょっと金額が落ちておりますけれども、これは事業の仕分けといいますか、人件費につきましてある課がですね、すべてを一括するということになりまして、その部分でちょっと大きく下がっております。それから手話だけではありませんが、東部地区には聾学校の本校がありまして、西部地区にはひまわり分校があります。それで、中部地区にこれまで特に支援する場所はなかったんですけども、教育支援拠点といいますか、中部療育園の跡に聴覚障がいと視覚障がいの学習拠点を来週ですね、プレオープンしたいということで今進めているところでございます。中部地区の手話を含めましてろう者の教育の充実を図っていききたいなと思ひているところでございます。以上です。

(石橋会長)

ご説明ありがとうございました。先程、議事の1、2をまとめてご説明いただきました。委員の皆様、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

(田中委員)

県サ連の田中です。いくつかあるんですけど、まとめて言ったほうが良いですかね。6ページの一番上、手話普及支援員派遣制度の支援員になっている方の研修等というのは年に何回か行われているのか、それによって支援員のレベルの格差というのはなくなるのかなと思ひんですけど、このあたりについての支援というか、研修か何かはされているのかということをお聞きしたいのと、次に8ページの、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上、一番上の部分なんですけど、これを見ますと聾学校の本校、分校の先生が研修を重ねられているようなんですけども、一般校の中にも難聴学級であったりという支援学級があると思ひんですけども、そういった学級を担当する先生の研修の場というのはどうなっているのだろうかということをお聞きしたいです。その下の「新しい手話コミュニケーション環境の創出」という部分で、登録数は、遠隔が50名、電話リレーが80名ということでしたけれども、公共のところに設置されているタブレットなんかもありますよね。そういったものは、だいたい何か所くらいあるのか、どういったところにあるのかということも知りたいなと思ひます。とりあえずはそこまでお願いいたします。

(石橋会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。では、この3点について質問がございましたけれども、2点については教育関連かと思ひます。もう1点につきましては障がい福祉課のほうから回答をお願いいたします。

(太田室長)

失礼します。障がい福祉課太田です。遠隔手話サービスのですね、公共機関においてある箇所としましては9ヶ所になります。JRの3ヶ所、東中西ですね。鳥取駅、倉吉駅、米子駅。バスターミナルということで、これも同じく3ヶ所で、鳥取、倉吉、米子。あと、県立図書館、県庁の総合窓口、あとは、障がい福祉課のほうということで、合計9ヶ所になっております。

(山本課長)

失礼します。特別支援教育課です。まず、手話普及支援員の関係の研修ですけれども、年に1回程度行っております。今年度は年度末を考えております。それで、同じようにということで、その通りだと思います。やっぱり研修を行ってございまして、熱心な方は研修に来ていただけるんですけども、なかなか、熱心でないということ失礼か分かりませんが、来られない方もたくさんおられますので、これからどうやって確保していくかというのは、一つの課題かなというふうに思っております。それから2番目ですけれども、8ページの教職員の研修関係でございます。難聴学級の先生とかはどうかということですが、この本校とか分校で行っております研修につきましては、どなたでもといいますか、難聴学級の先生も当然来ていただいて研修していただければ結構ですし、実際には来ている、三王寺校長どうですか、来られている？…来て研修をされております。それから、難聴学級の先生を集めました意見交換会等も行っておりますし、また、聾学校のコーディネーターというのが、ずっと地域を回る者がおりますので、その者にいろいろな質問とかがあれば、答えたり、助言したりとかして確保していく予定です。以上です。

(石橋会長)

はい。ご説明ありがとうございました。田中委員よろしいでしょうか。では、そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(尾田委員)

尾田です。1点修正をお願いしたいんですけども、5ページの手話啓発イベントのところなんですけれども、「とっとり手話まつり」が今年度会場が実は変わって、とりぎん文化会館のほうに変更になりました。以上です。

(石橋会長)

会場変更ということでした。そのほかご意見、ご質問ございますでしょうか。

(国広委員)

8ページの下「ろう者が働きやすい環境づくり」の最初の部分の聴覚障がい者就労支援事業についてです。この「手話通訳者を派遣」と書いてありますが、現在ハローワークの手話協力員というのが月に何回か行っておられると思います。この方との連携、あるいは、すみ分けというのはどのようになっているのでしょうか。「面談等を行う場合に」となっておりますので、そこの部分を労働局の方がいらっしゃるので、そこと、例えば通訳者を派遣する協会と、どのような状況になっているのか教えていただきたいと思います。

(石橋会長)

では、就労の事業についてお願い致します。

(太田室長)

失礼します。障がい福祉課太田です。まず、ハローワークにいらっしゃる方については、ハローワークにろう者の方が相談に来られたときに対応していただく方という認識ではいるんですが、今回のこちらについて

は、ろう者の方が実際には鳥取県聴覚障害者協会のほうに派遣依頼を出して、実際に面接であるとか職場見学ということで現地に赴くときに、個人派遣のようなかたちで、随行していただく手話通訳を派遣する事業ということになっているところがございます。

(石橋会長)

よろしいでしょうか。補足させていただきます。内容的には、聴覚障がい者意思疎通支援事業、市町村の事業なんですけども、労働場面で、特に企業での面談とか、実習、トライアル実習ですね、何時間かかけて、ほぼ毎日、3日間とか5日間とか1週間、それぞれケースバイケースだと思いますけども、継続して行うというものがあるんですが、そういったものに関しては、市町村の意思疎通支援事業では対応できない場合があります。その事業で派遣を行うこととして、就労場面の範囲を広げるといいますか、内容的には確かに似ているんですけども、負担をこちらの事業に分けて行っているということがあります。平成26年頃からスタートしたかと思いますが、就労に関連して、面談だったりとか、トライアル実習ということになると、ある程度顔を固定した、同じ通訳者を派遣できればというところもございますが、よろしいでしょうか。

(田中委員)

田中です。今の就労の關係に絡んでなんですけども、私の情報がとても古いのかもしれませんが、例えば、ハローワークに行って仕事を探している、その場面では通訳はある。ただ、仕事をより良く、自分に合った仕事を探すために、ハローワークに通う人たちが技術を身につけるための、例えばポリテクセンターであったりとか、パソコンを習うだったりとかっていうものがありますよね。ハローワークさんだったり、関連のところが主催するもの。そういったものに、以前は手話通訳がついてなかったように思うんですけども、そういう場面にもこういったものが使えて、ろう者でも心配なく参加をすることができるようになってきているのか、その辺も教えていただきたいのと、併せまして、これはまた別物になるのかなとは思いますが、車の免許を取るのにも、ろう者の方はとても苦勞して取られています。自動車学校に通訳者とかはいませんので、その辺も以前は派遣をしてもらってということがなかったんじゃないかなあと思うんですけども、そのあたりの支援っていうものを、個人で何とかお願いではなくって、制度化して、行きたいときには必ず通訳がついてくれるってような状況になれば、仕事を探す面でも随分変わってくるのではないかと思うんですけども、そういった内容のものってどうでしょうか。

(石橋会長)

ご説明いただけますでしょうか。

(太田室長)

障がい福祉課太田です。実際のその職場実習等ではこの事業を使っているんですが、ポリテクでのパソコンの研修とかですね、実習とか、そこについてはちょっとこちらも把握してなくて、また確認をして、また連絡を差し上げたいと思いますし、その免許のときの派遣についても、実際にどうしてるかというところはちょっとこちらも把握してないので、個人派遣であれば市町村のほうが対応していると思うんですけども、ちょっとそこについてはこちらが把握してなくてですね、どちらも状況を確認してみないと分からない状況ですので、また確認をしてみたいとお知らせをしたいと思います。

(石橋会長)

補足させていただきます。先程の国広委員の質問に対して、すみません、説明がちょっと漏れておりましたけども、面談と実習を希望された場合の通訳の派遣については、直接対象者の方が聴覚障がい者センターに相

談に来られるのではなくて、東中西の障がい者就労支援センターというのがあり、東部だったら「しらはま」、中部だったら「くらよし」、西部だったら「しゅーと」、それぞれあるんですけども、それぞれの支援センターに介入していただいて、この事業の派遣ということになるんですけども、ですので、米子であれば「しゅーと」さんがこちらの協会のほうに依頼をいただいて派遣をする、というような流れになっています。先程の田中委員のご質問についても、ちょっと補足させていただきますけども、ハローワークに行かれるときには、確かに協力員さんがおられれば、そちらで対応されると思うんですけども、ただ、いらっしゃらない曜日もあるかと思えます。その場合には、市町村のほうの意思疎通支援事業を使って、実際に相談するというようなケースもございます。先程おっしゃられました、ポリテクセンターのような職業訓練をするような、パソコン等々の資格を取るような継続的な講習を受けられる場合の手話通訳については、市町村の事業ではなくて、個々の訓練センターが手話通訳を用意すると。ですので、団体派遣のイメージですよ。ですので、訓練センターさんから聴覚障がい者センターに依頼をいただいて、通訳者を派遣するというのが流れになります。最後におっしゃられました自動車学校の件ですけども、田中委員のおっしゃる通り、現在その問題については、聴覚障がい者センターとしても派遣事業が利用できないということで、大変大きな課題と思っておりますので、自動車学校任せになっているということで、なかなかこちらとしても手立てが講じられないということなんですけども、例えば玉掛けのフォークリフトの資格を取るための講習ですとか、そういった会社の指示で研修を受けられる場合は、企業の負担で通訳費用を賄われるんですけども、ただ、それができないから止めます、というような事例も実際ございます。ですので、自動車学校となると講習期間も長期にわたりますので、それにすべて派遣ということになると、なかなか負担が大きいということで対応しきれないまま現在に至っています。

(国広委員)

意思疎通支援事業でその派遣を使うっていうのは初めて知りましたが、それと手話協力員との連携はどうなっていますかっていうのを聞きたかったんです。いわゆる個人派遣なので、そっちのほうに行った。協力員は職安に来る人、それが対象なんだと。これはこっちで、あれはあっち。やっぱり仕事とか就業ということに関しては、通訳者なり協力員なりとの連携がある、あるいは、団体と団体、ハローワークと協会とそういう連携があって、情報交換がされることによって、きこえない人がその職場でスムーズに働けたり、様々な意見がきちんと企業側に通ったり、あるいは、その企業に就職する前に自分の希望をきっちりと捉えて会社側に伝えていくっていうことが生活を非常に安定させると思っています。それで、その連携というのはどうなっていますか。すみ分けについては、半分分かったようなちょっとよく分からないといったところです。意思疎通支援事業ということで市町村の事業ですので、そのあたりを例えば行政側として、今、鳥取市と米子市の担当課長がお見えになっていますので、そのあたりをどうお考えになっているのか、ご意見を少しお聞きしたいです。

(石橋会長)

ありがとうございます。私のほうから説明しましょうか。まず、聴覚障がい者センターとしての連携ですが、先程言いました「しらはま」、「くらよし」、それから「しゅーと」、障がい者就労支援センターとの連携はございます。ですが、ハローワークとの連携はいつも取っているというわけではございません。障がい者就労支援センターとハローワークのほうで連携されていまして、就労支援センターからこちらのほうに連絡が来るという流れになっています。以上ですが、市町村の課長様のほうどうでしょうか。鳥取市さん、よろしくお願ひします。

(鳥取市障がい福祉課 山本課長)

鳥取市障がい福祉課の山本でございます。今言われた、国広委員の言われました、意思疎通支援事業の派遣との関係で、通訳者さんとの連携についてはどうだろうかということがございましたけども、意思疎通支援事

業で派遣できる場面、できない場面等もございますし、今まで連携について関係者と協議をしたということはありません。今言われたような、そういった連携ができるのか、必要なかというようなことにつきまして、今後ちょっと協議といいますか、話し合える場が持てたらと思っているところです。以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。米子市さんのほうどうでしょうか。

(米子市障がい者支援課 仲田課長)

米子市障がい者支援課の仲田です。米子市も鳥取市さんと同じように、連携という意味ではなかなか上手くいっていないとか、そこまでたどり着いていないというのが現状です。ろうの方、聴覚障がいの方が最初にどこに相談なさっても同じような対応ができるように、もちろん直接ハローワークに行かれて相談される方もたくさんおありになるでしょうから、西部で言うと「しゅーと」さんとかセンターさんに相談されてから就労の話を進められる方も、ハローワークに直接行かれる方も同じように支援が受けられるというのは、当然必要なことだと思っておりますので、そこら辺の連携についてこれから考えてまいりたいと思います。

(石橋会長)

ありがとうございました。労働局さんのほうからご説明をお願いします。

(鳥取労働局職業安定部職業対策 博田課長)

鳥取労働局の博田と申します。まずですね、この資料8ページに載せておられる件数的なもの、これちょっとすみません、私のほうもよく理解をしておりますことなんですけども、ハローワークといいますのが国の機関でございまして、先程国広さんのおっしゃっていたように、月に何度かハローワークが委嘱した、これ相談員という名前なんですけど、手話相談員さんの配置をしております。例えばハローワーク鳥取であれば、毎週火曜日の昼から3時間程ですね、手話相談員さんに来ていただいて、お仕事の相談等のそういった業務をしているわけですが、あくまでこれは国のほうの予算を使っているところでございます。先程、意思疎通支援事業ということをおっしゃっておられるわけですが、正直言いまして、ハローワークのほうもですね、ハローワークにおける手話相談員は1年間通して同じ方を委嘱しておりますので、この相談員さんと聴覚障がい者の方の、何て言いますかね、信頼関係が結べれば、そこで意思疎通ができるわけですが、手話相談員さんの配置されていない、ほとんど配置されていない日があるわけですが、そういった日にですね、相談があった場合、先程会長さんがおっしゃったように、センターさんからの派遣をすることがあることなんですけど、やはり手話相談員さんが、手話の方が変わればですね、信頼関係の結びつきができない場面もありましてですね、ハローワークの職員もその辺でちょっと苦労している場面がありますので、ここらあたり市のほうで音頭を取っていただいて、どうやったらお仕事の相談とかが手話相談員さんを通じてうまくできるのか、そういった場を設けていただければ、その雇用の相談がスムーズにいくのかなと思っている次第でございまして。これはですね、私も以前ハローワークのほうで窓口で相談していた経験があるんですけど、長年の懸念っていいですか、相談をしていく上で相談員さん同士と我々との、行政との連携ができればなあといったことを感じている次第でございまして。

(石橋会長)

ありがとうございました。国広委員よろしいでしょうか。田中委員もよろしいでしょうか。そのほかのご意見等ございますでしょうか。

(国広委員)

資料9ページをお願い致します。いまさらという気も致しますが、登録手話通訳者数の推移が書いてありますので、登録という考え方を確認したいのですが、いわゆる雇用関係にある人ですね、協会のほうに雇用されている職員という立場と、登録、これは雇用されておられません。そういうような雇用関係がある、ないというところと、登録手話通訳者というのを少し整理していただきたいのですが。といいますのが、目標人数65という数字が平成35年の目標数というのが挙がっているんですが、その左の令和元年度56名ですね。この中には、いわゆる設置事業で雇用された通訳者もいらっしゃるんですよね。これも雇用関係がありますね。そうすると、そういう人たちも登録手話通訳者の中を含めるという、それはなぜなのかっていうところを教えてくださいまして、私の中で整理したいというふうに思っております。といいますのが、設置通訳者は設置通訳者でカウントするべきで、登録手話通訳者は雇用関係にないというふうに私は理解していたんですけども、どうもそうではなくて、なぜかという、登録者の名簿の一覧を見れば分かりますので、そうすると、この56の中には専任、専任通訳者、設置通訳者いろいろ言い方があると思いますが、それがカウントされるとなると、雇用関係にない登録手話通訳者がもっと減ります。その辺のところでも前々からずっと思っていて、ここ整理しておきたいと思って、今回改めて質問をさせていただきます。県の考え方は、どのように整理をして登録手話通訳者数というふうな名称を掲げているのかというところなんです。

(石橋会長)

事務局のほうからご説明をお願いします。

(太田室長)

事務局太田です。こちらとしては、設置も登録も含めたところで、この登録ということでの人数として挙げさせてもらっているんですけども。

(国広委員)

設置を含めている理由を。雇用関係がある人は別で分けるのではないのでしょうか。

(太田室長)

雇用関係というよりは、個人として登録ということでは挙げているんですけども。雇用関係っていう関係ではなくてですね。

(国広委員)

仕事ですか。仕事との位置付けではないんですね。そうすると、雇用関係にある協会の職員、専任通訳者というのは、あるときは登録、あるときは専任という2つの顔を持つということですか。その分け方は、どういうふうになっていますか。ケースを教えてください。この場合は専任の仕事、この場合は登録の仕事、仕事で分けられているのか、時間的なものなのか。

(太田室長)

その仕分けは協会と話をしている部分ですので、石橋さんのほうでその仕分けのお答えできますか。

(石橋会長)

国広委員のほうからご意見いただきましたが、協会だけではなく、病院のほうにも雇用関係のある設置通訳

者がいます。あとは、社会福祉協議会さん。協会だけではなく、設置されている通訳者はほかにも何人かいらっしゃるかと思います。当協会の考え方としては、登録手話通訳者は県知事が認めた手話通訳者、証明書を発行して、それを受けてという立場になります。発行をされているのがこの56名ということになっております。56名の中の皆さんが職場はどこであれ、証明書を持ち歩いているというわけです。ですので、その雇用されている人数に対してのカウントの仕方は考えておりませんで、知事が認めた人数となっています。

(太田室長)

「鳥取県手話通訳者等に係る証明書交付要綱」というのがありまして、その中で手話通訳者の登録というのが規定されていまして、「手話通訳者全国統一試験に合格した者又は手話通訳技能認定試験に合格した者の中から、本人の登録申請に基づいて鳥取県手話通訳者として登録する」ということで、本人から申請があつて登録された方が60名ということで、その方が設置とか雇用とかいうことではなく、あくまでこの試験に合格をして、本人申請によって登録された方が60名という考え方でこの数字というのは出しているんですけども。

(石橋会長)

よろしいでしょうか、国広委員。

(国広委員)

そのままで受け止めましょう。まだちょっと納得できませんが。

(石橋会長)

雇用されている通訳者の方は、日中はお仕事をしておられるわけですよね。実際にそれ以外の純粋な登録者が何人か知りたいということですよ。分かりました。では、また別途協議をしていただければと思います。よろしいでしょうか。では、時間になりましたので、議題3に進みたいと思います。今後の会議の進め方について、事務局より説明をお願い致します。

(太田室長)

失礼します。障がい福祉課太田です。資料の3をご覧いただきたいと思います。ページでいきますと25ページになります。「今後の鳥取県手話施策推進協議会の進め方について」という資料でございます。この会議自体が手話推進計画の内容について進捗状況等をご議論いただいているのですが、この今の計画というのが平成27年度から35年度という9年間の計画になっておりまして、35年度ということで令和5年ですね、そこに一旦区切りがきまして、またその次の新しい計画というのを作っていかないといけないということで、この計画の見直し作業というのが生じてきます。現在の委員の皆さんの任期が令和5年6月16日ということで今の期限の最終年までということですので、現在のこの委員の皆さんで、この新しい計画というのを作っていきたくて考えております。2番の今後の進め方の案としまして、計画に基づくこの施策の推進状況について検討したり、新たにご意見であるとかご助言をいただいて、事業の実施に反映するとともに、次期の計画改定に向けて見直し作業に着手しまして、令和5年度前半までに新しい計画の内容の案をまとめていきたくて考えております。その後ですね、パブコメを行いまして、令和6年度から新しい計画をスタートしていくという流れになりまして、その下のほうにスケジュールの表を入れているのですが、令和2年度、今年度の1回目ということで、10月7日、今日の会議になっております。第2回ということで、年が明けた令和3年の2月頃に再度この会議を開いて、そこでまたどういう形で見直していこうかであるとか、今の計画へのご意見等をいただくようなかたちで第2回を実施していければと思っております。令和3年、4年、5年ですが、まず1回目の会議で本日と同じような進捗状況のご説明をして、2回目の会議等でですね、次期計画の見直し内容に

ついて、いろいろこちらで案を作ったものについてご議論いただいて、3年間のうちに新しい計画を作っていきたいと考えておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。以上でございます。

(石橋会長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。ありませんでしょうか。私のほうからご質問させていただいてもよろしいですか。今のご説明では、令和5年度から新たな計画が始まるということによろしかったですか。

(太田室長)

失礼します。事務局太田です。新しい計画は令和6年度から、今の計画の最終年度が令和5年度末までですので、令和5年度末までに令和6年度からスタートする新しい計画を定めるというかたちになっております。

(石橋会長)

5年度までに作らないといけないということですよ。現委員の任期は6月までですよ。つまり、それから新しい委員に引き継いで、議論をして年度末までに決定するという意味ですよ。

(太田室長)

ちょうど委員の任期の期限が令和5年度の途中で切れるんですけども、6月に切れてから年度末までにその短い期間で新しい計画を作り上げるというのは、まず困難であると考えておりますので、現委員の皆さんでこの3年間かけて新しい計画を作って、その計画をパブリックコメントということで、県民の意見を聞くまでの案を今の委員で作っていただけると考えております。その後に県民の意見を聞いて、計画の修正をすべきかどうかというところについて、6月以降の新しい委員の皆さんで、その変更する必要があるかどうかということを検討できたらと考えております。

(石橋会長)

分かりました。ありがとうございました。それでは、そのほか委員の皆様からご意見、ご質問ございませんでしょうか。もしないようであれば、予定通り議事は以上で終了しましたけども、何かオブザーバーの皆様からお伝えしたいことがあれば。田中委員どうぞ。

(田中委員)

田中です。鳥取県手話施策推進計画の概要の資料の1枚目の裏面になるんですけども、「③鳥取聾学校、難聴学級における手話による教育の推進」ということについてお聞きしたかったので、最後にすみません。聾学校の中では、昔はというか、以前の私の印象は、まず幼稚部でキュードスピーチを用いながら発声の練習をして、大きくなるにしたがって手話も使いだしてというような、以前は状況があったと思うんですけども、言語条例以降そのあたりの変化があったのかどうか現状を教えてください。

(山本課長)

実際のところですよ。三王寺校長お願いします。

(三王寺委員)

平成25年に手話言語条例ができて、手話には大変注目を寄せられるという場面は、もちろん聾学校でもありました。田中委員がおっしゃったように、幼稚部ではキュードスピーチを使いながらも手話も入れつつ

というようなコミュニケーション手段をたくさん取れるようにということを今は考えています。「手話教育推進委員会」というのを校内に立ち上げまして、方向としては一貫した教育を行うのに、幼稚部では何を使う、小学部の高学年になると少しずつ指文字を入れていこう、というようなことを今再確認しているところです。ですので、田中委員が「以前の聾学校」とおっしゃいましたが、ほとんど変わっていません。トータルコミュニケーションといいましょうか、いろいろなコミュニケーション手段を習得するということは大事に考えておりますし、聞こえ具合によって使われるものが違ってきているというのが現状です。特に、中学部では地域の小学校で学んでこられて、本校の中学部に入られるという生徒さんが年々増えてきておりますので、聾学校に入ってから始めて手話を覚えるという生徒さんが現在は増えています。幼稚部のときから手話も少しずつ、キューをメインにということ、小学部ではキューと手話、少しずつ指文字、中学部では手話と指文字、高等部も手話と指文字というようなざっくりとした流れはそのように考えて進めていっています。説明になりますでしょうか。

(田中委員)

田中です。キュードスピーチに関しては、様々な考え方もあるのかなあとと思うんですけども、私の職場なりに来た難聴児の様子、それから難聴児と親との様子を見たときに、キュードスピーチをマスターしていくと、なかなかそこから手話に移行しにくいというか、特に聞こえる親御さんの場合は、親御さんもキュードスピーチでコミュニケーションを取ることを覚えると、子どもが大きくなるにしたがって手話を習得したとしても、親御さんが手話を習得されなかったら親子のコミュニケーションにならないので、結局キュードに頼ってしまう。ただ、社会に出たときにキュードが役に立つのかっていったら、キュードはほとんど役に立たないという状況の中で、その辺の教育って再考する余地はあるのだろうかと思ったりするんですけど、どんなものでしょうか。

(三王寺委員)

その点については、校内でも意見を交わしているところです。キューは本校のキューで、地域の方に通じないということがあります。ただ、キューを使うことによって口元を注目するであるとか、日本語の習得、あいまいな発音のところをきちんと口形を見ながら発音を促す補助的な手段という使い方をしていますので、キュードスピーチではなくて、キューも使いながらというのが正しいのかもしれませんが。今の幼稚部では、手話ですると、というようなことも確認をしますし、手話で表現したことをひらがなの文字にすると、というような確認のときにキューを使ったりしています。田中委員がおっしゃったように、本校の職員の中に、兄妹が聴覚障がいがあって鳥取聾学校の卒業生が「私は家ではずっとキューで妹と話をしていました」という例もありますので、キューで話し始めるとなかなかキューから離れられないというような実際の例も聞いています。手話言語条例ができたからというわけではないのですが、日本語の習得、それから学習をより深めていくために、キューだけではなく幼稚部のときから手話もキューも両方使いながら用途に応じて使い分けているというのが現状のように思います。

(石橋会長)

ありがとうございました。田中委員よろしいでしょうか。皆さん、「キュード」ご存知でしょうか。多分、「キュード」って何だろうと思われている方もいらっしゃると思いますけども、キュードというのは手話言語とは異なって、日本語を獲得するためのコミュニケーションツールの一つなんですね。それでは、時間が迫っておりますけれども、そのほかご意見ございませんでしょうか。日本財団の筒井さん、ご意見ございませんでしょうか。

(日本財団公益事業部国内事業開発チーム 筒井チームリーダー)

日本財団筒井です。いろいろ勉強させていただきました。ありがとうございます。一つだけ今後どうするか、もし検討されていたら教えていただきたいなと思ったのが、電話リレーサービスの今後についてです。2021年度のどこのタイミングからか分かりませんが、電話リレーサービスが公共インフラとして、国のサービスとして提供されるのですが、それに伴って、今現在、鳥取県で県内をきこえない方を対象に実施されている電話リレーサービスの事業はどうなっていくのかなってというのが、情報をいただければ嬉しいなと思いました。本日はありがとうございます。

(石橋会長)

ありがとうございます。事務局のほうから説明いただけますでしょうか。

(太田室長)

障がい福祉課太田です。2021年の電話リレーが一般公共化されるというところで、国のほうのですね、公共になったときの進め方であるとか、どこに登録をするのかとかですね、そのあたりがまだ検討されているところで、ある程度その方向性が出た段階で、鳥取県の事務局と鳥取県聴覚障害者協会さんとですね、協議をさせていただいて、一番鳥取県のろう者にとってどういうかたちがいいかというのを考えながら、方向性、やり方というのは決めていきたいと考えております。今段階でどういうかたちということまでにはちょっと至ってない状況でございます。以上でございます。

(石橋会長)

ありがとうございました。では、時間になりましたので協議会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。最後に事務局から何か連絡等ございますでしょうか。

(太田室長)

事務局太田です。先ほどお話しさせてもらったように今後3年間でですね、この計画というのを見直していくこととなりますので、皆さんお忙しいと思いますが今の計画がどういう状況になっているのかと、あと皆さんに関係するろう者の方、聴覚障がいの方でこういう施策があったほうがいいなであるとか、今の計画をこうしたほうがいいなというような見直しのご意見を、また今後聞いていくことになると思いますので、ぜひそのあたりを、また時間があるときにでも見ておいていただけたらと思います。以上でございます。

(石橋会長)

ありがとうございました。それでは、令和2年度第1回鳥取県手話施策推進協議会を閉会します。皆様ありがとうございました。